



住保機確認第 09-161 号
2021 年 4 月 13 日

設計施工基準第 3 条に係る確認について

一般社団法人 ALC 協会
会長 青野 義道 殿

住宅瑕疵担保責任法人
住宅保証機構株式会社
代表取締役社長 小川 富由



2009 年 9 月 17 日付けでいただきました「外壁 ALC パネル」に係る申出につきましては、当機構住宅瑕疵担保責任保険（まもりすまい保険）設計施工基準第 3 条に基づき、下記のとおり取扱いができることを確認いたしましたので通知いたします。

つきましては保険契約申込み手続き等に遺漏がないようお願い申し上げます。

記

1. 工法または建築材料の名称
ALC パネル現場タイル張り工法
2. 工法または建築材料の概要および条件
外壁に用いられた JIS A5416 軽量気泡コンクリートパネル（ALC パネル）表面に、指針に基づき現場でタイル張り仕上げを行う工法。下地調整材及びその処理方法は「ALC パネル現場タイル張り工法指針・同解説/日本建築士学会」に従うことを条件とする。
3. 適用地域
寒冷地域および冬季に厳寒となるおそれのある山間部を除く、温暖地域
4. 適用範囲・部位
木造住宅、鉄骨住宅の外壁
5. 当該工法または建築材料を用いた場合に適用を除外する条項
設計施工基準第 9 条第 3 項（ALC パネルを用いた外壁の仕上材）
6. 保険契約申込み手続きのための要件
①保険契約申込みの際に本書の写しを提出してください。
②矩計図等に当該仕様を用いることを明記いただくよう、設計者へご指示ください。
7. 適用日
2009 年 7 月 1 日以降にまもりすまい保険の保険契約申込みを受け付けた住宅から適用します。ただし、本書発行後であっても保険契約上、引受けることができないと認められる場合には両者協議の上、変更又は取消しを行う場合があります。